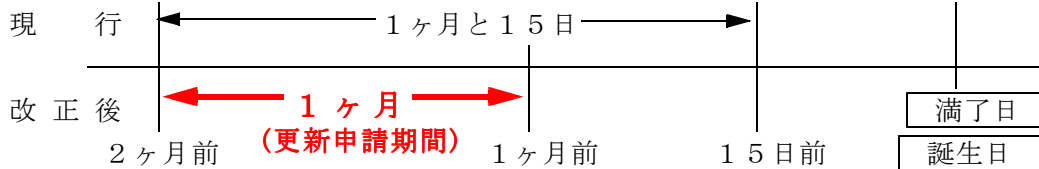


銃刀法大幅改正 平成21年12月4日施行

【猟銃等所持許可更新の申請期間の短縮】

許可の有効期間が満了する日(誕生日)の2か月前から1か月前までの間



※ 従来の更新申請の期間より15日間短縮されました。

経過措置

平成21年12月4日から平成22年2月3日までの2か月間に有効期間が満了する猟銃又は空気銃の所持許可更新申請者及びそれに伴う認知機能検査が必要な所持者は有効期間の満了する日の15日前まで行うことができます。

【診断書】

・精神保健指定医師が作成した診断書を提出することになるので所轄生活安全課で確認のうえ事前に連絡して受診しましょう。

また、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師で県警から指定された医院でも受診可能です。(所轄に確認願います)

【認知機能検査】

○ 検査対象者：所持許可有効期間満了日に75歳以上の方 又は、所持許可申請時に75歳以上の方

・警察署において認知機能検査を受けていただきます。県収入証紙650円

【身分証明書】

・破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の戸籍のある市町村長の証明書の提出していただきます。

【2種類の誓約書提出】

・銃砲刀剣類の所持許可の際、銃刀法許可の基準、空気銃所持者の場合は別添1. 提出、猟銃所持者の場合は別添1. 2. 両方提出
欠格事由に該当しない旨の誓約書を2部提出していただきます。(警察署にもあります)

【実包を管理する帳簿の備え付け等】

・所轄生活安全課から渡された帳簿に実包を製造、譲渡した、譲受けた、消費した、廃棄(不用実包処理)等の種類、数量、年月日、譲渡(受)相手、場所等の記載します。

・射撃場のスコアカード等消費した数量がわかるものを帳簿に添付してください。

・帳簿の保存期間は、3年間です。

※渡された帳簿を紛失された場合はすぐに所轄担当者へ連絡してください。

【技能講習の実施】

・猟銃所持(追加)許可申請及び所持許可更新申請の際、銃種ごとに技能講習を受講し、交付を受けた有効な修了証明書(有効期間3年)の提示していただきます。

経過措置

現在所持している猟銃それぞれについて、1回目の更新申請の際には、同種の銃種に係る技能講習が免除されます(免除される期間において所持している猟銃と同じ銃種の猟銃を追加所持する場合についても技能講習が免除されます)。

※初心者の場合教習射撃受講し、交付を受けた有効な教習射撃修了証明書(1ヶ年間有効)追加銃申請に技能講習が免除されます。

○申込みは住所地を管轄する警察署生活安全課で受け付けます。

県収入証紙 12,300円

【狩猟期前の射撃練習】

・狩猟用途で許可を受けた方は、狩猟期間ごとに、初めて狩猟を行う前に、狩猟に使用する猟銃それぞれについて射撃練習が必要となりました。(2、3週間前に)

・標的射撃用途銃も同様に射撃練習を2、3か月に一度は行ってください。

【保管に係る努力義務】

・新規銃許可申請者は申請前にガンロッカー及び装弾ロッカーを事前に設置し固定して下さい。

・公安委員会は保管状況確認のため新規申請及び更新時に保管場所の確認を行います。

・銃砲と当該銃砲に適合する実包等は同一の建物内に保管しないように努めなければならない。長期使用しないなど必要に応じて猟銃保管業者や実包委託保管業者に(銃砲店及び射撃場等)依頼し預ける事とする。

【手数料の改正】

銃刀法の改正に伴い、12月4日から申請手数料も改定されます。

現 行 ⇨ 改正後

追加申請	許可証に併記	5,400円	6,800円
	同時申請	3,100円	4,300円
更新申請	新たな許可証で更新	5,800円	7,200円
	同時申請	3,100円	4,400円
	現許可証で更新	5,400円	6,800円
	同時申請	3,100円	4,400円
射撃技能講習(新設)			12,300円
認知機能検査(新設)			650円

県収入証紙は金融機関及び県庁売店等で事前に購入してください。

ご不明な点は、

宮城県警察本部又は所轄警察署生活安全課にお問い合わせください。

平成21年12月4日